

# くらしを支え 刻して教育に打ち込む賃金引き上げを！

14日～21日、都労連統一行動の批准投票です

今年の

都労連闘争

はどうなる

・・・国の人事院勧告（8月10日）は・・・

- 月例給の改定を見送る 初任給も据え置き
- ボーナスは0.15月引き下げる 期末手当から（2年連続）
- 非常勤職員のボーナスは、処遇改善が行われるよう各府省を指導する
- 2023年から始まる定年延長は、能力・業績主義を強化する方向を示す

全教・都教組  
杉並支部  
ニュース

東京都教職員組合  
杉並支部情宣部  
2021年  
10月13日  
6号  
Tel 3399-8719  
Fax 3399-3855  
支部ホームページ  
<http://tokyusosuginami.web.fc2.com>

都労連第2波  
決起集会  
10月18日15時30分  
新宿角筈区民ホール

## 都労連・都教組の 今年の重点要求

- 1 くらしを支え、安心して教育に打ち込める大幅賃金引き上げを！
  - 2 1年単位の變形時間労働制導入阻止！長時間過密労働解消、教職員定数大幅増、持ち時数軽減、業務削減を！
  - 3 あらゆるハラスメント根絶、全ての区市町村での防止指針と相談窓口設置を！
  - 4 会計年度職員の雇用確保、賃金、処遇改善を！
  - 5 島しょ教職員の格差解消、賃金・処遇改善を！
  - 6 無年金期間にふさわしい再雇用職員の給与水準改善、更新希望者全員の雇用を！
  - 7 条件付教職員採用、期限付任用職員全員の正式採用を行え！
  - 8 教育壊す職責・能力・業績主義強化反対、人事考課制度の抜本的見直しを行え！
  - 9 勤務成績による昇給・成績率決定、「職の分化」による差別・分断を許すな！
  - 19 教員2級賃金改善、昇給力アップフラックト化是正を！
  - 11 学校事務職員・栄養職員にふさわしい人事給与制度を実現せよ！
  - 1312 福祉関連要求・両立支援策前進を！
- 60歳を超える職員の賃金引下げ阻止！安心して働ける定年引き上げ、高齢期雇用制度を実現せよ！



## 教員免許更新制は きつぱり廃止を！

「発展的解消」とセットで  
新たな研修の強化が：

中教審の小委員会が教員免許更新制の「廃止」の方向を示したことを受け、萩生田文科相（当時）は「早ければ次の通常国会に必要な法改正を提出するよう指示」しました。マスコミは一斉に23年度から「廃止」と報道しました。私たちの運動が反映したのですが、しかし、中教審の議論が次のような内容と「セット」になっていることも見ておかなければなりません。

それは「新たな教師の学びの姿」をより高度な形で実現するとして、研修を一層強化しようとしていることです。

オンライン研修で研修履歴の記録管理を進め、学習分析を通して教師の「個別最適な学び」をすすめる。「利用ID」によって教員を管理し、マイナンバーとの連携も視野に入れる。研修履歴をもとに管理職と「対話」することや、教育委員会や管理職の教員への研修受講奨励を義務付ける。さらに、職務命令による研修とそれに従わない場合には懲戒処分にも言及。まさに、国定研修ともいえるべき官製研修で一元的に管理する大きな危険性ははらんでいます。

全教・都教組は、免許更新制及び更新講習の凍結、何よりもきつぱり廃止を要求しています。

今お願いしている署名  
です。お忙しい中ですが、  
ご協力をよろしくお願い  
します。

- ①「ゆきとどいた教育署名」  
今すぐ35人学級を。教育予算を増やして！
- ②「特別支援教室の教育条件改善署名」
- ③「学校事務職員定数・待遇改善署名」
- ④「学校図書館充実署名」
- ⑤「専任・専門・正規の学校司書請願署名」

# 2022年度

# 区教育予算に対する要望書②

⑤ ST、OTは児童数に応じた公平な指導回数の保障を。また、PTやMT等、他の専門家指導にも対応できるように弾力的な活用ができるようにすること。

⑥ 介助員の待遇改善を。(交通費の全額支給、時給改善、夏休み手当または賞与の支給)

⑦ A3カラープリンター(兼コピー機)、シュレッダーを学級の標準備品とすること。

⑧ 難聴・言語通級指導学級の充実を

① ことばの教室の通級児が多く、毎年、高井戸小、高四小、杉十小のどこかの学級で定員をオーバーする。区の北部に難聴・言語学級を作ってほしい。

(4) 済美養護学校教育の充実を

① 大規模化・過密化解消に向けた抜本的な対策を。

・児童生徒の増加に伴い済美養護の敷地だけでは不足しており、分校の設置も視野に入れた校舎整備が必要である。

② 老朽化した施設・設備の早急な対策を。

・増改築の繰り返しで見通しが悪く子どもが見えなくなることも多々ある。

③ 適切な人事配置と早急な欠員補充をすること。

・病休や産休などの欠員補充がすぐにされず、規定の倍以上の児童生徒を担当しなければならぬ学級があり教職員が疲弊している。

・介助員の待遇改善を。(交通費の全額支給、時給改善など) 過密解消のための「スクール

バスの配車」を来年度も引き続き予算化する。

(5) さざんか教室

① コロナ禍の影響もあり、不登校の子どもの数が増えている。今年6月に早くも30人を超える勢いである。教室の増設計画や専門職員(心理職、相談員)の増員をすること。

② 担当の心理職、指導員の異動などについては、早急に本人や教室の意向を聞き取り、3月になっての異動や雇止めなどが無いようにすること。また、メールでの通知でなく、本人に直接伝えること。

## 5. 学校施設の充実を

① 感染症対策として換気のために窓を開けることが多くなった。全校に網戸を設置すること。

② 感染症対策として、水道の蛇口を増やす手立てを早急に取ること

③ 老朽化したプールを計画的に改修すること。排水バルブがマンホールの中に入り、潜って操作せざるを得ない学校もある。重労働の上に身の危険を感じるという声もある。

④ 教室(特別支援教室・普通教室)が足りない学校が多い。具体的には図工の作品を置くスペースがないという声が上がっている。推計に幅をもたせ児童数増に十分対応できる施設計画と施設増設の予算化をすること。

⑤ 全面改修する学校については、まず、当該校の保護者や地域、

教職員の意見や要望を事前にしっかりと聞くこと。何よりも安全で、子どもたちの学習や生活がしやすい学校を造る計画を立てること。

⑥ 給食調理室にエアコンを設置すること。センサー式の蛇口などを備えた手洗い場の設置や、衛生管理基準に則った安全で衛生的なトイレにするよう改修を進めること。

⑦ 米飯給食の推進、献立の多様化に対応できるように、全校に飯椀導入に不可欠な熱風消毒保管庫を整備するために、給食室の改善工事を進めること。

⑧ 先日の安全衛生委員会、職場巡視をした産業界から職員室のタコ足配線について指摘があった。また、低学年の教室では、コロナ対策のため鍵盤ハーモニカの代わりにキーボードを使うことになり、電源ドラムを持ち込んで対応している。このほか教師用タブレット、電子黒板、書画カメラなど電気を使う機器が多くなっている。教育活動の実態に見合った電力容量の確保と安全なコンセントの増設をすること。

## 6 確かな学力を保障するための諸行事削減と精選を

① 道徳が教科化され、道徳授業地区公開講座は役割を終えたと考えられる。

② 多すぎる学力テストの精選を図ること。

を考慮し5. 6年のみの実施とするよう、都に要請すること。

④ 教職員や学校単位でのウエルネスデーは実施しないこと。コロナ禍での実施は、感染症の面からも危険である。

## 7 教職員の研修について

① 初任者研修も含め、全ての研修は勤務時間内できちんと終わらせること。校内では希望制若手研修等と称して時間外に事実上の強制研修を行う管理職もいる。勤務時間外の研修はあくまで自由参加であり、強制することのないよう、管理職を指導すること。

② 各学校での初任者指導については、校内での指導を重視し、退職校長の巡回指導の回数を減らすこと。また、訪問に当たっては、できるだけ若手教諭の負担にならないよう、忙しい時期を避ける、略案にするなど配慮をすること。

③ 自己申告とそれに伴う授業観察は、管理職が日頃から授業観察をしていなければならない。異動申告書のみをすること。

④ 教員免許更新制については、無条件で廃止するよう国に要請すること。当面65歳以上の更新を凍結するよう国に要請すること。

## 8 教職員の命と健康を守る施策と、働きやすい職場環境を

① 「1年単位の變形労働時間制」は、区として導入しないこと。「1年単位の變形労働時間制」は、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものではないと文科省も認めていて、教職員の長時間労働にいつそう拍

車をかける問題の多い制度である。例えば、

- ・学期中は拘束時間が増え、疲れ・ストレスが蓄積され、心身ともに健康を損なう恐れがある。
- ・延びた勤務時間内に教育活動や会議、打ち合わせが入り、授業準備や教材研究、採点などの仕事を遅くなってから始めることになって、さらに退勤時間が遅くなる。
- ・夏休みまとめ取りは難しい。今でも夏季休暇も年休も十分とれず、休日に出勤している人も多い。變形労働制にしても、全体の仕事を減らさなければ、休日をもとめ取りすることは難しい。

☆變形労働時間制を導入することで、見かけの残業時間は減るが現状は変わらない。本場の解決策は、業務そのものを削減し、教職員を増やし、少人数学級にして、子どもたちも教職員もゆとりある学校にすることである。

手な言動により、特定の人を攻撃するなど)により、学校全体の雰囲気が悪くなり、多くの教職員が心身ともに疲弊している学校もある。職場からの声を吸い上げて対応すること。

⑤ 職場のストレスチェックをもとに職場の働き方を見直し改善するよう、校長副校長に指導すること。

⑥ 産業界は、ストレスチェックの点数(ストレス度)の高い職場を回り、職場の働き方改善のアドバイスができるようにすること。

⑦ 教職員の定期健康診断の実施時期は、一学期中の実施を継続すること。

⑧ 休憩時間には会議や研修を一切入れず、労働基準法に則り休憩をしっかりと取れるよう管理職を指導すること。

⑨ 休日に地域行事などに参加した場合は、振替を保障するよう管理職を指導すること。

⑩ 乳がん検診等の婦人科検診は、2年に一度でなく全員が毎年受けられようとする。

⑪ 産育休代替講師や妊娠中の体育講師などが見つからず苦勞している。学校のみ任せるとはならず区としても確保するよう取り組むこと。都に対して、産育休代替の更なる賃金改善を要望すること。

⑫ 行事などにより、勤務開始時刻前の業務を行った場合には、当然、勤務時間の割り振り変更で、通常の退勤時刻より早く退勤できることを周知するよう管理職を指導すること。また、勤務の調整を図る場合は、実際の勤務に見合った調整となるよう管理職を指導すること。(宿泊行事の場合、取れてもいない自由時間や睡眠時間を例示通りに計上する管理職がほとんど) 以上